

宮津市公報

平成26年10月1日
宮津市字柳縄手
345番地の1
宮津市企画総務室発行

目次

規 則

- 14 宮津市児童福祉施設入所費用等徴収規則等の一部を改正する規則 1
15 宮津市事務分掌規則の一部を改正する規則 1
16 宮津市児童福祉施設入所費用等徴収規則の一部を改正する規則 2
17 がん検診等費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則 2

告 示

- 103 宮津市公印の電子印の作成 2
104 国民健康保険被保険者証の無効 3
105 宮津市ひとり親家庭高等技能訓練促進給付金支給要綱の一部を改正する要綱 3
106 宮津市成年後見制度利用支援事業実施要綱等の一部を改正する要綱 4
107 宮津市休日保育事業実施要綱等の一部を改正する要綱 5
108 予防接種法に基づく定期の予防接種の実施 6
109 予防接種法に基づく定期の予防接種の実施 7
110 予防接種法に基づく定期の予防接種の変更 8

公 告

- 36 漂流物の引渡し 9
37 宮津市人事行政の運営等の状況の公表 9
38 宮津市営住宅の入居者の公募 14
39 宮津市営住宅等の入居者の公募 14

教 育 委 員 会

《告 示》

- 15 宮津市教育委員会定例会の招集 15
16 宮津市教育委員会臨時会の招集 15

選 挙 管 理 委 員 会

《告 示》

- 67 宮津市条例の制定等の請求に要する有権者総数の50分の1の数 15
68 宮津市議会の解散等の請求に要する有権者総数の3分の1の数 15
69 合併協議会設置協議について選挙人の投票に付することの請求に要する有権者総数の6分の1の数 16

農 業 委 員 会

《告 示》

- 8 宮津市農業委員会総会の招集 16

規 則

宮津市児童福祉施設入所費用等徴収規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年 9 月26日

宮津市長 井 上 正 嗣

宮津市規則第14号

宮津市児童福祉施設入所費用等徴収規則等の一部を改正する規則

(宮津市児童福祉施設入所費用等徴収規則の一部改正)

第 1 条 宮津市児童福祉施設入所費用等徴収規則(平成10年規則第21号)の一部を次のように改正する。

別表第 1 A の項及び別表第 2 A の項中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改める。

(宮津市障害福祉サービス、施設入所及び障害児通所支援の措置に関する規則の一部改正)

第 2 条 宮津市障害福祉サービス、施設入所及び障害児通所支援の措置に関する規則(平成15年規則第12号)の一部を次のように改正する。

別表 1 の項の表 1 の項中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改める。

(母子保健法に基づく養育医療の給付等に関する規則の一部改正)

第 3 条 母子保健法に基づく養育医療の給付等に関する規則(平成25年規則第 5 号)の一部を次のように改正する。

別表 A の項中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改める。

(宮津市営住宅等設置及び管理条例施行規則の一部改正)

第 4 条 宮津市営住宅等設置及び管理条例施行規則(平成 7 年規則第11号)の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項第 5 号中「又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改め、「附則第 4 条第 1 項に規定する支援給付」の次に「及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成25年法律第106号)附則第 2 条第 1 項又は第 2 項の規定によりなお従前の例によることとされた同法による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第 1 項に規定する支援給付」を加える。

附 則

この規則は、平成26年10月 1 日から施行する。

* * *

宮津市事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年 9 月30日

宮津市長 井 上 正 嗣

宮津市規則第15号

宮津市事務分掌規則の一部を改正する規則

宮津市事務分掌規則(平成18年規則第15号)の一部を次のように改正する。

第 2 条の表健康福祉室の項中「児童福祉係」を「子育て支援係」に改める。

第11条児童福祉係の項中「児童福祉係」を「子育て支援係」に改め、第 5 号を第 6 号とし、第 1 号

から第 4 号までを 1 号ずつ繰り下げ、同項に第 1 号として次の 1 号を加える。

(1) 子ども・子育て支援に関すること。

附 則

この規則は、平成26年10月 1 日から施行する。

* * *

宮津市児童福祉施設入所費用等徴収規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年 9 月30日

宮津市長 井 上 正 嗣

宮津市規則第16号

宮津市児童福祉施設入所費用等徴収規則の一部を改正する規則
宮津市児童福祉施設入所費用等徴収規則(平成10年規則第21号)の一部を次のように改正する。

別表第 1 備考 3 (1)を次のように改める。

(1) 「ひとり親家庭」 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第 6 条第 6 項に
規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯

附 則

この規則は、平成26年10月 1 日から施行する。

* * *

がん検診等費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年 9 月30日

宮津市長 井 上 正 嗣

宮津市規則第17号

がん検診等費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則
がん検診等費用の徴収に関する規則(昭和58年規則第 8 号)の一部を次のように改正する。
別表に次のように加える。

高齢者の肺炎球菌感染症予防接種	3,000 円
-----------------	---------

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成26年10月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日から平成31年 3 月31日までの間における後期高齢者医療被保険者(高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第50条に規定する者をいう。)に係る改正後の別表の規定の適用については、同表高齢者の肺炎球菌感染症予防接種の項中「3,000円」とあるのは、「1,000円」とする。

告 示

宮津市告示第103号

宮津市公印のうち市長印の電子印を作成するので、宮津市公印規則(昭和49年規則第16号)第 7 条第 2 項の規定により告示する。

平成26年 9 月10日

宮津市長 井 上 正 嗣

印 影	公印の名称及び使用区分	使用開始期日
<省略>	市長印 市長名をもって発する文書 (臨時福祉給付金支給(不支給)決定通知) (子育て世帯臨時特例給付金支給(不支給)決定通知)	平成26年9月25日

* * *

宮津市告示第104号

宮津市国民健康保険条例施行規則(平成6年規則第19号)第12条第3項の規定により、下記の国民健康保険被保険者証は、無効としたので告示する。

平成26年9月11日

宮津市長 井上正嗣

記

一般被保険者

保 険 者	宮津市(保険者番号 260067) 京都府宮津市字柳縄手345番地の1			
無効とする被保険者証記号番号	生年月日	交付日	無効日	
宮-0002617	昭和22年1月3日	平成25年12月3日	平成26年8月15日	
宮-0004060	昭和16年2月6日	平成25年4月1日	平成26年5月27日	
宮-0005651	昭和60年6月18日	平成25年4月1日	平成26年7月3日	
宮-0011466	昭和34年6月13日	平成25年4月1日	平成26年8月14日	
宮-0014795	平成6年10月4日	平成25年4月1日	平成26年4月30日	
宮-0016787	昭和16年2月21日	平成25年4月1日	平成26年8月6日	
宮-0017933	昭和51年6月2日	平成25年10月15日	平成26年5月8日	
宮-1008230	昭和21年9月6日	平成25年4月1日	平成26年5月16日	

退職被保険者

保 険 者	宮津市(保険者番号 67260067) 京都府宮津市字柳縄手345番地の1			
無効とする被保険者証記号番号	生年月日	交付日	無効日	
宮-0000326	昭和26年5月18日	平成25年4月1日	平成26年7月23日	
宮-0002096	昭和29年5月29日	平成25年4月1日	平成26年7月7日	
宮-0005155	昭和27年7月22日	平成25年6月10日	平成26年8月11日	

* * *

宮津市告示第105号

宮津市ひとり親家庭高等技能訓練促進給付金支給要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成26年9月24日

宮津市長 井上正嗣

宮津市ひとり親家庭高等技能訓練促進給付金支給要綱の一部を改正する要綱

宮津市ひとり親家庭高等技能訓練促進給付金支給要綱(平成19年告示第30号)の一部を次のように改正する。

題名中「高等技能訓練促進給付金」を「高等職業訓練促進給付金等」に改める。

第1条中「高等技能訓練促進給付金」を「高等職業訓練促進給付金等」に改める。

第2条第1号中「高等技能訓練修業給付金」を「高等職業訓練促進給付金」に、「修業給付金」を「訓練促進給付金」に改め、同条第2号中「高等技能訓練修了一時金」を「高等職業訓練修了支援給付金」に、「修了一時金」を「修了支援給付金」に改める。

第4条中第6号を第12号とし、第5号の次に次の6号を加える。

(6) 理容師

- (7) 美容師
- (8) 調理師
- (9) 歯科衛生士
- (10) 歯科技工士
- (11) 言語聴覚士

第 5 条中「修業給付金」を「訓練促進給付金」に改める。

第 6 条（見出しを含む。）中「修業給付金」を「訓練促進給付金」に改める。

第 7 条（見出しを含む。）中「修了一時金」を「修了支援給付金」に改める。

第 9 条第 1 項中「高等技能訓練促進給付金」を「高等職業訓練促進給付金等」に、「修業給付金」を「訓練促進給付金」に、「修了一時金」を「修了支援給付金」に改める。

第 11 条第 1 項中「修業給付金」を「訓練促進給付金」に改める。

附則第 2 項の見出し中「修業給付金」を「訓練促進給付金」に改める。

附則第 3 項の見出し中「修業給付金」を「訓練促進給付金」に改める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、改正後の宮津市ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等支給要綱の規定は、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

* * *

宮津市告示第 106 号

宮津市成年後見制度利用支援事業実施要綱等の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成 26 年 9 月 26 日

宮津市長 井 上 正 嗣

宮津市成年後見制度利用支援事業実施要綱等の一部を改正する要綱

（宮津市成年後見制度利用支援事業実施要綱の一部改正）

第 1 条 宮津市成年後見制度利用支援事業実施要綱（平成 14 年告示第 111 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項第 1 号中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改める。

（宮津市臨時福祉給付金支給要綱の一部改正）

第 2 条 宮津市臨時福祉給付金支給要綱（平成 26 年告示第 25 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 項第 1 号イ中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改める。

（宮津市休日保育事業実施要綱の一部改正）

第 3 条 宮津市休日保育事業実施要綱（平成 24 年告示第 137 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 号中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改める。

（宮津市子育て短期支援事業実施要綱の一部改正）

第 4 条 宮津市子育て短期支援事業実施要綱（平成 22 年告示第 15 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 号中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改める。

（宮津市子育て世帯臨時特例給付金支給要綱の一部改正）

第 5 条 宮津市子育て世帯臨時特例給付金支給要綱（平成 26 年告示第 27 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 4 号中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改める。

(宮津市日常生活用具給付等事業実施要綱の一部改正)

第 6 条 宮津市日常生活用具給付等事業実施要綱(平成 4 年告示第 61 号)の一部を次のように改正する。

別表第 2 A の項中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改める。

附 則

この要綱は、平成 26 年 10 月 1 日から施行する。

* * *

宮津市告示第 107 号

宮津市休日保育事業実施要綱等の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成 26 年 9 月 30 日

宮津市長 井 上 正 嗣

宮津市休日保育事業実施要綱等の一部を改正する要綱

(宮津市休日保育事業実施要綱の一部改正)

第 1 条 宮津市休日保育事業実施要綱(平成 24 年告示第 137 号)の一部を次のように改正する。

別表第 1 号中「母子及び寡婦福祉法(昭和 39 年法律第 129 号)に規定する配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものの世帯及びこれに準ずる父子家庭の世帯(以下「母子家庭等」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和 39 年法律第 129 号)第 6 条第 6 項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯(以下「ひとり親家庭」に改め、同表第 2 号中「母子家庭等」を「ひとり親家庭」に改める。

(宮津市放課後児童健全育成事業実施要綱の一部改正)

第 2 条 宮津市放課後児童健全育成事業実施要綱(平成 15 年告示第 16 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項の表府中のびのび放課後クラブの項を削る。

第 4 条第 4 号を削る。

第 5 条第 4 号を削る。

第 10 条第 1 項第 2 号を次のように改める。

(2) 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和 39 年法律第 129 号)第 6 条第 6 項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯であって当該年度分の市町村民税非課税世帯に属する者 10 分の 5

(宮津市子育て短期支援事業実施要綱の一部改正)

第 3 条 宮津市子育て短期支援事業実施要綱(平成 22 年告示第 15 号)の一部を次のように改正する。

別表第 1 号中「母子及び寡婦福祉法(昭和 39 年法律第 129 号)に規定する配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものの世帯及びこれに準ずる父子家庭の世帯(以下「母子家庭等」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和 39 年法律第 129 号)第 6 条第 6 項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯(以下「ひとり親家庭」に改め、同表第 3 号中「母子家庭等」を「ひとり親家庭」に改める。

(宮津市ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金支給要綱の一部改正)

第 4 条 宮津市ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金支給要綱(平成 19 年告示第 29 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条中「母子及び寡婦福祉法(昭和 39 年法律第 129 号)第 17 条」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和 39 年法律第 129 号)第 6 条第 6 項」に改める。

(宮津市ひとり親家庭高等技能訓練促進給付金支給要綱の一部改正)

第 5 条 宮津市ひとり親家庭高等技能訓練促進給付金支給要綱(平成19年告示第30号)の一部を次のように改正する。

第 1 条中「母子及び寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第17条」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第 6 条第 6 項」に改める。

(宮津市災害応急措置費補助金交付要綱)

第 6 条 宮津市災害応急措置費補助金交付要綱(昭和63年告示第64号)の一部を次のように改正する。

第 3 条第 3 号中「母子世帯(」を「ひとり親家庭(母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第 6 条第 6 項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯であつて、」に、「児童で構成」を「児童をその構成員と」に改める。

(宮津市福祉医療費支給事業実施要綱の一部改正)

第 7 条 宮津市福祉医療費支給事業実施要綱(昭和50年告示第24号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号中「母子及び寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第17条」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第 6 条第 6 項」に改める。

附 則

この要綱は、平成26年10月 1 日から施行する。

* * *

宮津市告示第108号

予防接種法(昭和23年法律第68号)第 3 条第 1 項の規定により、次のとおり定期の予防接種を行うので、予防接種法施行令(昭和23年政令第197号)第 4 条第 1 項及び第 5 条の規定により告示する。

平成26年10月 1 日

宮津市長 井 上 正 嗣

- 1 予防接種の種類 水痘
- 2 予防接種の対象者の範囲
生後12月から生後60月に至るまでの間にある者
- 3 予防接種を受けることが適当でない者
 - (1) 明らかな発熱を呈している者
 - (2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
 - (3) 接種する接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことが明らかな者
 - (4) 予防接種を行うことが不適当な状態であると医師が判断した者
- 4 接種回数 2回 ただし、接種日において生後36月から生後60月に至るまでの間にある者は 1 回。
(追加接種は、初回接種後 3 月以上、標準的には 6 月から12月までの間隔)
- 5 自己負担金 無料
- 6 接種医師の氏名及び予防接種を行う場所

接種医師の氏名	予防接種を行う場所
味 見 真 弓	味見診療所
石 井 靖 隆	日置診療所
	府中診療所
今 出 陽一朗	今出クリニック
中 川 長 雄	中川医院
中 川 嘉 洋	中川内科・小児科クリニック
浪 江 和 生	浪江医院
今 井 敏 雄	
堀 川 義 治	宮津市由良診療所
山 根 行 雄	山根医院

伊 藤 剛	いとうクリニック
伊 藤 邦 彦	伊藤内科医院
岩 破 淳 郎	いわさく診療所
岩 破 康 二	岩破医院
大 森 斎	大森内科診療所
木 村 進	木村内科クリニック
須 川 典 亮	須川医院
鳥 居 剛	鳥居クリニック
日 置 潤 也	日置医院
山 添 一 郎	やまぞえこどもクリニック
石 野 秀 岳	伊根診療所
宮 地 道 弘	本庄診療所

7 予防接種を行う期間 平成26年10月1日から平成27年3月31日まで

* * *

宮津市告示第109号

予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定により、次のとおり定期の予防接種を行うので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項及び第5条の規定により告示する。

平成26年10月1日

宮津市長 井 上 正 嗣

1 予防接種の種類 高齢者の肺炎球菌感染症

2 予防接種の対象者の範囲

(1) 平成26年度末において、年齢が65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳及び100歳並びに101歳以上の者

(2) 接種日において、60歳以上65歳未満の者であって、心臓、腎臓若しくは呼吸器の機能の障害又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害を有するものとして厚生労働省令で定めるもの

3 予防接種を受けることが適当でない者

(1) 明らかな発熱を呈している者

(2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者

(3) 接種する接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことが明らかな者

(4) 予防接種を行うことが不適当な状態にあると医師が判断した者

4 接種回数 1回

5 自己負担金 3,000円。ただし、後期高齢者医療保険制度被保険者は1,000円。なお、生活保護世帯に属する者は免除することができる。

6 接種医師の氏名及び予防接種を行う場所

接種医師の氏名	予防接種を行う場所
味 見 真 弓	味見診療所
石 井 靖 隆	日置診療所
	府中診療所
今 出 陽 一 朗	今出クリニック
岡 所 明 良	岡所・泌尿器科医院
辻 俊 三	宮津武田病院
曾 根 淳 史	
荒 川 昌 昭	
小 柳 博 彦	

木 崎 二 郎	
桂 長 門	
中 村 智 樹	
中 川 長 雄	中川医院
中 川 嘉 洋	中川内科・小児科クリニック
西 原 寛	西原医院
林 信 昌	養老診療所
宮 地 高 弘	宮地外科医院
宮 地 道 弘	
堀 川 義 治	宮津市由良診療所
山 根 行 雄	山根医院
伊 藤 剛	いとうクリニック
伊 藤 邦 彦	伊藤内科医院
岩 破 淳 郎	いわさく診療所
岩 破 康 二	岩破医院
大 森 斎	大森内科診療所
衣 川 磐	衣川整形外科医院
木 村 進	木村内科クリニック
須 川 典 亮	須川医院
鳥 居 剛	鳥居クリニック
日 置 潤 也	日置医院
山 添 一 郎	やまぞえこどもクリニック
石 野 秀 岳	伊根診療所
宮 地 道 弘	本庄診療所

7 予防接種を行う期間 平成26年10月1日から平成27年3月31日まで

* * *

宮津市告示第110号

平成26年4月1日付け宮津市告示第57号及び第62号で告示の予防接種法に基づく定期の予防接種の実施について、告示事項に変更があったので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第2項の規定により告示する。

平成26年10月1日

宮津市長 井 上 正 嗣

1 変更があった事項及びその内容

- (1) 接種医師の氏名及び予防接種を行う場所の追加
(ジフテリア・百日せき・破傷風・不活化ポリオ)

接種医師の氏名	予防接種を行う場所	実施する予防接種			
		第1期初回・追加 (四種混合：ジフ テリア・百日せ き・破傷風・不活 化ポリオ)	第1期初回・追 加(三種混合： ジフテリア・百 日せき・破傷 風)	第2期 (二種混 合：ジフ テリア・ 破傷風)	不活化 ポリオ
桂 長 門	宮津武田病院	○			
中 村 智 樹					

(子宮頸がん予防(ヒトパピローマウイルス)ワクチン)

接種医師の氏名	予防接種を行う場所
桂 長 門	宮津武田病院
中 村 智 樹	

2 変更年月日 平成26年10月1日

公 告

宮津市公告第36号

水難救護法(明治32年法律第95号)第29条第1項の規定による漂流物の引渡しがありましたので、同法第25条第2項の規定により次のとおり公告します。

つきましては、該当者の方は平成27年3月3日までに宮津市産業振興室に申し出てください。

なお、上記期日までに申出のない場合は、同法第28条第1項の規定により所有者がないものと認め処分します。

平成26年9月3日

宮津市長 井 上 正 嗣

- 1 拾得物件 ゴムボート 1隻(長さ288cm、幅150cm、特徴船体緑色)
 浮き輪 3個
 オール 2本
 浮き具 1個
 敷き板(木製) 5枚
 椅子用の板(木製) 2枚
 あわびおこし 1本
 水中めがね 1個
 シュノーケル 1本
- 2 拾得日時 平成26年8月15日 午前7時30分頃
- 3 拾得場所 伊根町鷺崎東方沖合
 京都府与謝郡伊根町所在の鷺崎から真方位87度4,270m付近海上(北緯35度39.88分
 東経135度20.96分)

* * *

宮津市公告第37号

宮津市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成17年条例第4号)第6条第1項の規定により、平成25年度における人事行政の運営等の状況を次のとおり公表します。

平成26年9月4日

宮津市長 井 上 正 嗣

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 部局別職員の採用状況(平成25年度)

部 局	採用者数
市長の事務部局	8人

(2) 部局別職員の退職状況(平成25年度)

部 局	退職者数
市長の事務部局	5人
教育委員会の事務部局	5人
公営企業の職員	1人
合 計	11人

(3) 部局別職員数の状況

部 局	区 分	平成25年 4 月 1 日			(参考) 平成24年 4 月 1 日
		職員数	男	女	
市長の事務部局		179人	118人	61人	178人
議会の事務部局		4人	2人	2人	4人
選挙管理委員会の事務部局		0人	0人	0人	0人
監査委員の事務部局		1人	1人	0人	1人
教育委員会の事務部局		42人	14人	28人	44人
農業委員会の事務部局		2人	2人	0人	2人
公平委員会の事務部局		0人	0人	0人	0人
公営企業		14人	12人	2人	15人
合 計		242人	149人	93人	244人

2 職員の給与の状況

(1) 人件費の状況（平成25年度普通会計決算）

歳出額 (A)	人件費 (B)	人件費率 (B)/(A)	(参考) 24年度の人件費
11,847,872千円	1,991,128千円	16.8%	2,040,304千円 (17.9%)

平成25年度普通会計（一般会計と休日応急診療所事業特別会計）決算に占める人件費の割合です。人件費には、一般職のほか、市長などの給与、議会議員、消防団員などの特別職に支給される報酬が含まれています。

(2) 職員の平均給料月額と平均年齢の状況（平成25年 4 月 1 日現在）

区 分	一般行政職		技能労務職		特別措置
	平均給料月額	平均年齢	平均給料月額	平均年齢	
宮津市	304,446円	41.5歳	315,358円	52.0歳	行政職6級10.0% 行政職5級8.0% 行政職3級・4級5% 行政職1級・2級4% 削減措置後
(参考)国	307,220円 (332,446円)	43.1歳	272,119円 (286,850円)	49.9歳	

一般行政職とは、税務職、看護・保健職など専門職を除く職種です。なお、給料月額は税金や保険料等控除前の金額です。

国の括弧書きは、給与改定特例法による措置がないとした場合の値（減額前）です。

(3) 職員（一般行政職）の初任給等の状況（平成25年度）

区 分	宮津市（4.0%削減措置後）		（参考）国	
	初任給	採用経過2年経過日の給料月額	初任給	採用経過2年経過日の給料月額
大学卒	166,176円	177,696円	163,987円 (172,200円)	175,414円 (184,200円)
高校卒	135,360円	143,494円	133,418円 (140,100円)	141,417円 (148,500円)

国の括弧書きは、給与改定特例法による措置がないとした場合の値（減額前）です。

(4) 職員（一般行政職）の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（平成25年 4 月 1 日現在）

区 分	経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
大学卒	260,000円	348,400円	360,150円
高校卒	217,632円	299,000円	329,175円

(5) 職員（一般行政職）の級別職員数の状況（平成24年 4 月 1 日現在）

区 分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	計
	標準的な職務内容	主事技師	主任主査	係長主任専門員主任	副室長	室長	
職員数	22人	11人	73人	37人	18人	10人	171人
構成比	12.9%	6.4%	42.7%	21.6%	10.5%	5.9%	100.0%

(6) 特別職の報酬等の状況（平成25年度）

区 分		月 額 等		特 別 措 置	
給 料	市 長	675,000円		25%削減措置後	
	副市長	584,000円		20%削減措置後	
報 酬	議 長	387,000円		10%削減措置後	
	副議長	333,000円			
	議 員	315,000円			
期末手当		6 月 期	12 月 期	年 間 計	
	市長・副市長	1.40月分	1.55月分	2.95月分	
	議長・副議長・議員	1.40月分	1.55月分	2.95月分	

(7) 主な職員手当の状況（平成25年度）

区 分	宮 津 市				(参 考) 国	
	支給対象	支 給 額 等			期末手当	勤勉手当
期末・勤勉 手当	基準日(6 月 1 日・12 月 1 日) の在職職員	支給期	期末手当	勤勉手当	同制度	
		6 月 期	1.225月分	0.675月分		
		12 月 期	1.375月分	0.675月分		
		年 間 計	2.60月分	1.35月分		
		(加算措置) 職制上の段階、職務の級等による加算制度有				
退職手当	退職職員	勤続区分	自己都合	勤奨・定年	同制度	
		勤続20年	23.03 月分	28.7875月分		
		勤続25年	32.83 月分	38.955月分		
		勤続35年	46.55 月分	55.86月分		
		最高限度額	55.86月分	55.86月分		
(加算措置) 定年前早期退職特例措置2%～20%加算						
扶養手当	扶養親族を有する職員	扶養親族区分	月 額		同制度	
		配偶者	13,000円			
		その他	6,500円～11,000円			
		(加算措置) 16歳～22歳の扶養親族加算 5,000円				
住居手当	借家等に居住し家賃を支払っている職員	住居区分	月 額		同制度	
		借家等(最高支給限度額)	27,000円			
通勤手当	通勤距離(片道)2 km以上の職員	通勤方法	月 額		(2km) 2,000円～ (60km) 24,500円	
		交通用具(自動車等)	(2km) 2,000円～ (60km) 25,900円			
		交通機関(鉄道等)	定期券(又は回数券)相当額 (月額上限) 55,000円		同制度	
管理職手当	副室長級以上の管理職員	室長級	給料月額×11.2% (20%削減措置後)		本府省 課長等 など	130,300円
		副室長級	給料月額×8% (20%削減措置後)			
時間外・休日勤務手当	正規の勤務時間を超えて勤務した職員	勤務日の時間外勤務 1時間につき	当該職員の時間単価 × 1.25 (深夜勤務は1.5)		同制度	
		週休日等(土・日・祝日等)の時間外勤務 1時間につき	当該職員の時間単価 × 1.35 (深夜勤務は1.6)			

特殊勤務手当	著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務等で、給与上特別の考慮を必要とする職員に支給（全5種類）			全27種類
	代表的なもの	社会福祉業務	1回2,000円 （死亡人収容業務）	
		感染症防疫作業	1日1,000円	
その他の手当	単身赴任手当・宿日直手当・管理職員特別勤務手当			同制度

平成17年4月1日から京都市町村職員退職手当組合に加入しています。平成17年4月1日以降の退職者については、同組合から退職手当が支給されます。（支給率は、同組合の条例による支給率です。）

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 職員の勤務時間（本庁など標準的なもの）

1週間の勤務時間 (月曜日～金曜日)	始業時間	終業時間	休憩時間
38時間45分	午前8時30分	午後5時15分	午後0時～午後1時

(2) 職員の年次有給休暇

制度概要	(参考)平成25年の平均取得日数
1年につき20日付与(ただし、20日を限度に翌年へ繰り越し可)	8.8日

(3) その他の休暇・休業制度

休暇の種類	内 容		休暇日数
病気休暇	原 因	公務上又は通勤による負傷・疾病	療養に必要と認める期間
		結核性疾患	180日以内
		その他の負傷・疾病	90日以内
特別休暇	代表的なもの	産前・産後休暇（職員の出産時）	産前8週間・産後8週間
		結婚休暇（職員の結婚時）	7日以内
		忌引（職員の親族死亡時）	続柄に応じ1日～10日以内
		夏季休暇（夏期の諸行事等）	3日以内（7月～9月）
		子の看護等、学校行事への参加のための休暇	7日以内（1年につき）
	その他16種類		
介護休暇	職員の配偶者、父母等が、負傷、疾病等のため介護を要する場合		6月以内
育児休業	職員の子（3歳未満）の養育		職員の子が3歳に達する日まで

(4) 育児休業の取得状況（平成25年度）

取得者数		取得 期 間		
男性	女性	6か月超え1年以内	1年超え2年以内	2年超え3年以内
0人	1人	1人	0人	0人

平成24年度から引き続き取得中の者を除く。

(5) 自己啓発等休業の取得状況（平成25年度）

取得者数		大学等 過程の履修	国際貢献 活動
男性	女性		
0人	1人	0人	0人

4 職員の分限及び懲戒処分者の状況

(1) 分限処分者数及び懲戒処分者数（平成25年度）

分限処分者数					懲戒処分者数				
免職	休職	降任	降給	小計	免職	停職	減給	戒告	小計
0人	2人	0人	0人	2人	0人	0人	0人	0人	0人

「分限処分」とは、職員が長期療養その他の事由によりその職務を十分果たすことができない場合の処分であり、「懲戒処分」とは、職員に職務上の義務違反や公務員としてふさわしくない非行がある場合に、その職員の責任を確認し、職場の秩序と規律の維持・回復を図るために行う

処分です。

5 職員のサービスの状況

(1) 職員の兼職等許可の状況（平成25年度）

区 分	許可件数	許可内容等
会社の役員等の地位を兼ねる場合	0件	
自ら営利を目的とする私企業を営む場合	0件	
報酬を得て他の事業若しくは事務に従事する場合	171件	統計調査員・選挙事務従事他
合 計	171件	

6 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 職員研修の実施状況（平成25年度）

研 修 区 分	延受研修者数	研修内容等
集合研修 （研修講師による開催研修）	422人	新規採用職員研修・人権問題研修他
委託研修 （研修機関等での研修）	55人	京都府市町村振興協会（税務研修他）・府北部 7市合同研修他
合 計	477人	

(2) 職員の勤務評定の実施の状況（平成25年度）

実施内容	該当者数
定期昇給時の成績不良者	0人

7 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 職員の公務災害等の申請・認定件数（平成25年度）

区 分	申請件数	認定件数
公務災害	0件	0件
通勤災害	0件	0件

(2) 職員の福利厚生の実施状況（平成25年度）

区 分	実施団体	主な事業内容
厚生制度 （地方公務員法第42条）	宮 津 市 職 員 互 助 会	弔慰金等給付事業・家族慰安事業・体育大会開催事業 他
共済制度 （地方公務員法第43条）	京都府市町村 職 員 共 済 組 合	医療給付事業・年金給付事業・福祉事業（保健事業・ 宿泊事業・貯金事業他）

(3) 宮津市職員互助会への補助金の交付状況（平成25年度）

区 分	内 容
会員数（平成25年4月1日現在）	348人（うち宮津市職員244人）
宮津市職員互助会一般会計歳入額	30,694,951円
うち宮津市補助金 （補助率）	4,474,384円 （給料月額0.5%（職員負担分と同率））
宮津市職員互助会一般会計歳出額	13,314,560円
事務費	1,764,637円
福利厚生費	487,836円
事業費	5,292,894円
給付費	5,769,193円

8 公平委員会に係る業務の状況

(1) 公平委員会の子な業務内容

職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求を審査・判定し、必要な措置を行うこと。

職員に対する不利益な処分についての不服申立てに対する裁決又は決定をすること。

(2) 勤務条件に関する措置の要求及び不利益処分に関する不服申立ての状況（平成25年度）

区 分	件数
勤務条件に関する措置の要求	0件
不利益処分に関する不服申立て	0件

* * *

宮津市公告第38号

宮津市営住宅等設置及び管理条例（平成9年条例第25号）第3条の規定により、次のとおり市営住宅の入居者を公募します。

平成26年9月19日

宮津市長 井上正嗣

1 公募する住宅

団地名	所在地	家賃(円)	戸数	規格
鳥が尾	宮津市字喜多	16,600～32,600	1	3DK

2 入居者の資格

- (1) 条例で定められた収入の金額を超えないこと。
- (2) 現に住宅に困窮していることが明らかであること。
- (3) 現に市町村税を滞納していないこと。
- (4) 原則として、現に同居し、又は同居しようとする親族があること。
- (5) 申込者又は同居しようとする親族が暴力団員でないこと。

3 申込方法

宮津市建設室建築住宅係（本館南棟3階）又は市民室市民窓口係受付（本館1階）に備付けの「市営住宅入居者募集案内書」に添付の「市営住宅等入居申込書」により申し込んでください。

4 申込みの期間及び場所

- (1) 期間 平成26年10月6日（月）から平成26年12月25日（木）まで
- (2) 場所 宮津市建設室建築住宅係

5 選考方法の概略

先着順（同日に複数の申込みがあった場合は抽選となります。）

6 入居時期 入居した日から約1ヶ月後

* * *

宮津市公告第39号

宮津市営住宅等設置及び管理条例（平成9年条例第25号）第3条の規定により、次のとおり市営住宅等（その他住宅）の入居者を公募します。

平成26年9月19日

宮津市長 井上正嗣

1 公募する住宅

団地名	所在地	種別	家賃(月額)	戸数	規格
みやづ城東タウン (若者向け住宅)	宮津市字惣	A、B棟	39,000円	2	3DK
		C棟	42,000円	1	

2 入居者の資格

- (1) 現に住宅に困窮していることが明らかであること。
- (2) 主たる生計者が40歳未満であること。
- (3) 現に市町村税を滞納していないこと。
- (4) 現に同居し、又は同居しようとする親族があること。ただし、C棟については、義務教育が終了していない同居親族1人を含む2人以上の同居親族があること。
- (5) 申込者又は同居しようとする親族が暴力団員でないこと。

3 入居の期間

建物賃貸借契約締結の日から起算して10年を限度とします。ただし、契約期間満了時において、義務教育が終了していない同居親族があるときは、当該同居親族の義務教育が終了するまでの間、新たな賃貸借契約を締結することができます。

4 申込方法

宮津市建設室建築住宅係（本館南棟3階）又は市民室市民窓口係（本館1階）に備付けの「みやづ城東タウン入居者募集案内書」に添付の「みやづ城東タウン入居申込書」により申し込んでください。

5 申込みの期間及び場所

- (1) 期間 平成26年 9 月26日 (金) から平成26年10月15日 (水) まで
- (2) 場所 宮津市建設室建築住宅係
- 6 選考方法
入居の申込みをした方が入居させるべき住宅の戸数を超える場合は、公開抽せんにより入居者を決定します。
- 7 入居時期 平成26年11月20日 (予定)

教育委員会

《 告 示 》

宮津市教育委員会告示第15号

平成26年第13回宮津市教育委員会定例会を次のとおり招集する。

平成26年 9 月19日

宮津市教育委員会

委員長 生 駒 正 子

- 1 日 時 平成26年 9 月24日 (水) 午後 1 時30分
- 2 場 所 宮津市役所 第 5 会議室

* * *

宮津市教育委員会告示第16号

平成26年第14回宮津市教育委員会臨時会を次のとおり招集する。

平成26年 9 月29日

宮津市教育委員会

委員長 生 駒 正 子

- 1 日 時 平成26年10月 1 日 (水) 午前10時
- 2 場 所 宮津市役所 第 6 会議室

選挙管理委員会

《 告 示 》

宮津市選挙管理委員会告示第67号

宮津市条例 (市税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。) の制定又は改廃の請求に要する有権者総数の50分の 1 の数、宮津市の事務の執行に関する監査の請求に要する有権者総数の50分の 1 の数並びに合併協議会設置の請求に要する有権者総数の50分の 1 の数は、次のとおりである。

平成26年 9 月 2 日

宮津市選挙管理委員会

委員長 堀 口 善 一

3 3 3 人

* * *

宮津市選挙管理委員会告示第68号

宮津市議会の解散の請求に要する有権者総数の 3 分の 1 の数及び宮津市の議会議員、市長、副市長、選挙管理委員若しくは監査委員の解職の請求又は教育委員会の委員の解職の請求に要する有権者総数の 3 分の 1 の数は、次のとおりである。

平成26年 9 月 2 日

宮津市選挙管理委員会
委員長 堀口善一

5,539人

宮津市選挙管理委員会告示第69号
合併協議会設置協議について選挙人の投票に付することの請求に要する有権者総数の6分の1の数は、次のとおりである。
平成26年9月2日

宮津市選挙管理委員会
委員長 堀口善一

2,770人

農業委員会

《告示》

宮津市農業委員会告示第8号
宮津市農業委員会総会を次のとおり招集する。
平成26年9月2日

宮津市農業委員会
会長 藤井 忠

- 1 日時 平成26年9月9日(火) 午前8時30分
- 2 場所 宮津市役所 第5会議室
- 3 議題
議第18号 農地法第5条の許可申請に係る意見について